

## 第 2 回

さいたま市・岩槻市合併協議会

(2) 協議事項

議案第30号

合併の期日について

合併の期日については、次のとおりとする。

平成16年7月20日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会

会長 相川 宗一

項目	合併の期日
合併の期日は、平成17年4月1日とする。	

議案第 3 1 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 7 月 2 0 日 提出

さいたま市・岩槻市合併協議会

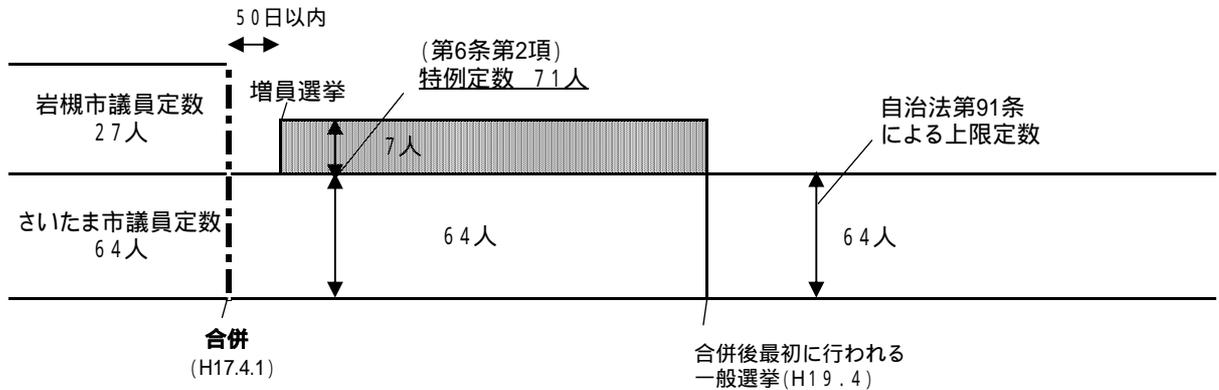
会長 相 川 宗 一

項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い
	<p>( 1 ) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定により、さいたま市議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、さいたま市議会の議員の定数を増加し、岩槻市の区域をその区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。</p> <p>( 2 ) 合併後最初に行われるさいたま市議会の議員の一般選挙における議員の定数については、合併特例法第 6 条第 5 項の規定は適用しない。</p>

## 編入合併の場合の定数特例

編入合併の場合には、自治法第91条第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、「編入合併特例定数」を採ることができ（合併特例法第6条第2項）、さらに合併後最初に行われる一般選挙においても、この特例定数を採ることができる。（同条第5項）

## 編入合併特例定数（第6条第2項）を適用した場合の議員定数



《参考》自治法第91条による定数は、人口が90万以上130万未満の場合は64人で、130万を超える場合は72人。  
人口は、官報で告示された最近の国勢調査の人口とする。

## 編入合併特例定数における増加定数

平成17年4月1日に合併した場合、合併後50日以内に岩槻市の区域に選挙区を設け増員選挙を行う。増員される議員数（増加定数）は編入先のさいたま市との人口比から算出される。

増加定数 64人（さいたま市の議員定数） $\times$   $\frac{109,247}{1,024,053} = 6.83$  7人（四捨五入）  
（さいたま市人口）

人口は平成12年国勢調査時

## 合併特例法(抜粋)

### 第6条第2項

他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。

### 第6条第3項

前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

### 第6条第5項

他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

議案第 3 2 号

新市建設計画案について

新市建設計画案については、別冊のとおりとする。

平成 1 6 年 7 月 2 0 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会

会長 相 川 宗 一

議案第 33 号

合併の是非について

さいたま市と岩槻市との合併の是非について、決定を求める。

平成 16 年 7 月 20 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会

会長 相川 宗一